

第 1540 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和 8 年 3 月 5 日 木曜日
開会 9 時 00 分 閉会 10 時 45 分

2 場 所 京都市役所北庁舎 7 階 教育委員室

3 出席者 教 育 長 稲田 新吾
委 員 野口 範子
委 員 笹岡 隆甫
委 員 松山 大耕
委 員 濱崎 加奈子

4 欠席者 委 員 石井 英真

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

9 時 00 分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1539 回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 3 件、報告 1 件

イ 非公開の承認

議案 2 件については、人事に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。

ウ 非公開の宣言

教育長から、議案 2 件について、会議を非公開とすることを宣言。

エ 議決事項

議第 33 号 「京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」の改正について
(事務局説明 嶋本 学校地域協働推進課長)

教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化等を図るため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法をはじめ、学校の働き方改革推進に関する法律が改正され、令和 8 年 4 月 1 日に施行されることになっている。

本法改正に伴って、校長が学校運営協議会の承認を得る必要がある「学校運営に関する基本的な方針」の中に、職員の業務の量の適切な管理並びに健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する基本方針、いわゆる「業務量管理・健康確保措置」を含めることとなった。そのため、本市の学校運営協議会に関する規則においても、同内容を追加する規定整備を行うものである。施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日である。

なお、本改正により、学校教育の要である教員が、いきいきと力を発揮できるウェルビーイングな環境をこれまで以上に「地域とともに」考えることが求められ、学校運営協議会の役割は一層重要になる。本改正で求められるのは学校運営協議会の承認を得ることだが、教育委員

会としてはこれを機会に、子どもたちの教育環境の充実に向けて、学校における働き方改革の在り方について、学校と地域がしっかりと熟議する契機にしていきたいと考えている。

本年1月に教職員・学校運営協議会理事を対象に開催した「コミュニティ・スクール研修会」において、約300名の参加者に対して、本法改正の概要や新たに国が改定した「学校と教師の業務の3分類」を踏まえて、地域と学校の相互理解の推進と適切な役割分担の在り方など、行政説明のうえ、参加者全員で議論いただく機会を設けた。

参加者からは、肯定的な意見として「学校・地域・保護者がそれぞれの立場で話し合えたのが良かった」「学校と地域、保護者がそれぞれ役割を担いながら協力し、子どもの成長を見守る体制が必要だと思った」というものがあった一方で、「先生方の負担を減らすのは賛成だが、減らした仕事を誰が担うのか疑問が残る」「働き方改革と地域連携をどう両立させるかが課題」といった率直な意見も頂戴したところ。今後、こうした声を丁寧に受け止め、学校・地域それぞれの実情を踏まえた協働の在り方を検討しながら、社会全体で子どもを育み、教職員のウェルビーイングも向上する、持続可能な学校体制づくり、地域学校協働体制づくりにつなげていきたいと考えている。

(委員からの主な意見)

【野口委員】 研修会での「先生の負担を減らした分の仕事は誰が担うのか」という意見に対して、どのような方策を考えているのか。

【事務局】 まずは、地域と学校で適切な役割分担を考えることが必要であると認識。例えば、平日の日中は教員が責任を持って学校教育を行う。放課後や休日については、家庭や地域が子どもたちの学びや育ちを見守る。そのための条件整備として、新たに「学校を核とした地域づくり(スクール・コミュニティ)」というビジョンを掲げ、地域学校協働活動推進員の配置拡充や、スマートロックなどの持続可能な学校施設の開放に向けた整備を行っていく。

【野口委員】 地域と学校が、適切や役割分担の在り方などを考えるきっかけは大切。様々な現場の意見を踏まえて検討を進めてほしい。

【松山委員】 教員が業務として担う範囲がどこまであるのかは難しい問題である。例えば、現状、放課後にSNS上で、子ども同士のトラブルが発生した時は学校が対応しているが、どこまで対応する必要があるのかは検討が必要。

【笹岡委員】 教員には、子どものことに集中してほしい。子ども以外のことをどこまで対応させるのかの検討が必要。例えば、休日に地域の方が学校を使用する場合の鍵開けなどは、教員以外が担うなどをもっと周知する必要があるのではないかと。

【濱崎委員】 教職員の業務量管理と健康確保措置に関する内容を学校運営協議会で基本方針を承認するとのことだが、具体的にどのように行うのか。

【事務局】 学校運営協議会で承認を得る必要がある経営方針や教育目標などの各項目については、毎年、年度当初に教育指導計画書の中で各校が作成しており、それをもとに学校運営協議会で承認を得ていただいている。令和8年度からは、新たに働き方改革の項目を追記する予定。具体的にどのような内容を追記いただくかは現在、担当課と協議中である。

(議決)

教育長が、「議第33号「京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」の改正について、各委員「異議なし」を確認、議決。

オ 報告事項

報告 令和9年度京都市立学校教員採用選考試験について

(事務局説明 塚原 教職員人事課担当課長)

令和9年4月の採用に向けて実施する教員採用選考試験についてのご報告を申し上げます。これから説明する内容については、3月4日(水)に公表し、すでに新聞報道等されているところ。本日の報告は、大きく3点「採用試験の概要」「今年度実施した試験の状況」「将来予定

されている採用試験に係る全国的な動き」をご説明する。

採用試験の概要について、次の採用試験においても、京都市の教育の未来を担う、熱意溢れる人材を確保すべく、試験のさらなる工夫改善を図っている。1つ目、最初に「京都市が求める人物像」を3点記載している。京都市の教育理念である「一人一人の子どもを徹底的に大切にすべし」、これを実践できることが、京都市の教育の未来を担うために必要な資質となる。1次・2次のそれぞれの試験において、その資質・能力が備わっているか、伸びしろがあるかをしっかりと見極めたいと考えている。

2つ目、採用予定数については、450名程度とし、昨年度比40名増である。選考区分・出願区分ごとに、採用予定数を表にまとめている。一般選考では、昨年度と変化があるのは、小学校、中学校である。小学校教諭は昨年度比20名減の160名程度、中学校教諭は昨年度比60名増の180名程度を採用する予定。その他、高等学校教諭を20名程度、総合支援学校教諭を70名程度、養護教諭を10名程度、栄養教諭を若干名としている。また、看護師免許を有する医療的ケア担当教員も若干名採用予定である。中学校は1.5倍と大幅増となったが、全体としては、中学校での35人学級が開始されること、教科別でいうと、理系人材の確保に向けて「数学」「理科」の教員を増やそうというものが大きな要因である。続いて、特別選考として、資質能力を持つ多様な人材や他府県の現職教諭、障害者の方向けの試験も引き続き実施する。大学3年生向けの3年生受験についても、開始後3回目となるが、大変好評で、受験者は2年前193名⇒昨年294名と大きく伸び、合格率も高く優秀な方に受験いただいている。早い段階から「教職に就きたい」、さらには「京都市で教員を」と考えている学生の受験機会の拡大、受験対策の負担分散につながる取組となる。

3つ目、試験日程と内容については、3月1日には令和9年4月の採用に向けた就職活動も解禁され、大学生の就職活動も本格化するため、後れを取ることのないよう時期を合わせて要項を公表している。その上で、受験希望者の方には、要項発表後しっかりと内容を確認いただく期間を設けるため、出願期間は4月1日（水）～4月30日（木）正午としている。続いて、1次試験の日程は、今年度と同様の日程としている。6月13日（土）に筆記試験を、具体的には、一般・教職教養と専門の2種類、中高の英語に限りリスニングも行う。続く14日（日）・翌週の20日（土）・21日（日）のうち、いずれか1日に、個人面接を行う。2次試験については、日程を1週間前倒しとし、さらに試験期間を3日間設けている。8月7日（金）～9日（日）のうち、いずれか2日間で、論文、模擬授業、個人面接のほか、一部教科・区分（中学校：音楽・美術・保体・英語、高校：英語、養護教諭）で実技試験を行う。そして、最終合格の発表については、今年度と同様の9月中旬としている。

4つ目に、令和7年度実施試験からの主な変更点をまとめている。

「（1）採用予定者数」については、先ほどご説明したとおりである。

「（2）第2次試験」に関しての変更については、これまで実施していた集団討議（5～7名で1つのテーマについて討議）に替えて、新たに個人面接を実施する。集団討議では、チームとして連携できるかという観点・評価を、個人の考えも合わせて見られるものとして実施してきたが、個人の資質能力について、1次試験の個人面接に加え、2次試験においてもさらに深掘りしたい、との考えで変更している。その他の試験内容である、論文、模擬授業、実技に変更はない。また、試験内容の変更に伴って、第2次試験の実施期間を2日間から3日間に変更するが、受験者については、3日間のうち、指定された2日間を試験日程とする予定。

「（3）第1次試験における加点制度の追加」については、これまでから、第1次試験においては10点を上限とした加点制度を実施している。今回から、京都教師塾において、京都ならではの優れた教育実践等を学んだ塾生（卒塾など要件を満たした者）に対する加点制度を新たに追加する。なお、京都教師塾とは、教員として求められる資質や実践的指導力の養成を目的とした本市独自の教員養成システムだが、例年7月に入塾募集を行い、10月～3月に塾を開設している。今年度の第20期生は197人でスタートし、単なる講義の受講だけでなく、塾生同士の学び合いなども通じて、教職への思いや将来像を確かなものにしていくと聞いている。

「（4）採用試験合格者向けの相談窓口の新設」については、内定後には、採用前研修や採用前面談、学校での現場研修など実施しているところだが、学校現場の状況や不安なこと等について相談できる窓口を、合格発表の時期と合わせて、新設予定である。秋頃～3月末までの

開設に向けて、詳細を詰めているところ。併せて、研修等の自己研鑽のコンテンツの案内も充実させるなど、内定者がより安心して採用日を迎えられるよう、採用日までの準備期間を支援したいと考えている。

「(5) 社会人経験者チャレンジ制度の要件緩和」について、この制度はこれまで社会人経験のある方が、第1次試験の一般・教職教養の筆記試験を論文に替えて実施できるもの。利用要件である民間企業等での勤務歴を過去5年間のうち「連続して3年以上」としていたが、「連続して2年以上」に緩和する。教員免許状は取得しているけれども、民間企業へ就職した層の受験機会の拡大を図る。

「(6) 大学・大学院推薦制度の「高等学校」における対象教科の追加」について。大学等からの推薦を受け、京都市で認定されると1次試験が免除となる。昨年度は、高等学校の対象教科は「工業」「情報」のみであったが、「国語」「英語」も追加する。高等学校教諭という専門性の高い優秀な人材の確保に向けた取組となる。

以上が、来年度実施する教員採用試験の概要である。試験の詳細を記載した実施要項と現職教員の声などを掲載した教員採用リーフレットを、採用専用のホームページ「京都で先生になろう！トータルナビサイト」に掲載している。また、ホームページへの掲載のほか、紙媒体についても、市役所・区役所・各大学・京都市図書館・京都市総合教育センターなどで配布する。ホームページ上のデジタル版があれば、試験の出願等手続きは完結するが、手に取ってみたい方向けに配布する。

5つ目、「説明会等の開催」について、ご覧のとおり、東京・京都での対面説明会とオンライン説明会を予定している。京都市で教員を目指している方、受験を検討している方、保護者やご家族の方など、どなたでも無料で参加可能である。3月19日(木)に、東京駅から徒歩1分のビジョンセンター東京駅前での開催となる。京都市の教育や試験の内容に加え、グループ相談会も行う予定で、試験制度や学校現場のこと以外にも、京都で働き、京都で暮らす魅力についてもお伝えできる会とする予定。続いて、京都市の四条河原町にある総合教育センターでの説明会を、4月4日(土)に実施する。すでに出願も始まっている時期の開催であり、個別相談会を実施し、出願方法など疑問解消を図っていただけるような会とする予定。両日の日程が合わない方向けに、説明動画のオンライン配信も実施する。質問・疑問が生じた際は、個別にお問合せフォームや電話で対応する。

6つ目、「処遇改善など働きやすい環境づくり」については、国による処遇改善など、京都市の教員の初任給月額も、この間大幅にアップしている。記載のとおり、初任給は初めて30万円を超え、大手企業並みとなっており、同じ京都市役所の職員よりも55,000円も高くなっている。その他、ボーナスや、住宅手当、こちらは市内に住む場合の加算制度もあるが、小学校・中学校教諭で大学卒業者1年目の例を記載しており、志願者に採用後の給与面のイメージを持っていただける内容としている。

7つ目、「広報活動」については、要項発表後の説明会の他にも、昨年の10~11月にかけて22の大学を訪問して学生向け説明会を、また、同時期には遠方の大学生向けにオンライン説明会も開催している。さらに、12月には現職教員との座談会も開催し、来週には大学の就職支援の担当者向けの説明会も実施する。時代に合わせて、ホームページやSNSでの情報発信、特に、今年度は民間企業 電通のお力を借り、PR動画を作成・配信する。リーフレットに掲載している現職教諭の声などを通じて、学校で働くこと、教員を身近に、リアルに感じていただき、たくさんの方に受験いただけるよう、きめ細かい対応・魅力発信を展開していく予定。

続いて、大きな内容の2点目、「今年度実施した試験の状況」について報告する。

8つ目として、「過去5年間の試験結果」を記載している。受験者数は令和6年度採用まで年々減少傾向にあったが、この2年間は増加傾向に転じている。特に中学校の受験者が増えてきている。合格者数については、同じくこの2年間、特に小学校・中学校で積極的な採用を行っており、受験者の伸び以上の合格を出していることから、倍率は下がっている。全体の倍率では、令和5年度が5.7倍だったものが、令和8年度は2.7倍となっている。令和8年度の倍率に関して、近畿圏では、京都府は2.5倍、最も低いのは大阪市の2.0倍、滋賀県は3.2倍となっている。全国的にみると、京都市の倍率は平均を上回っているものと見込んでいるが、積極採用を続けているため、倍率自体は2倍前後を推移するものと思う。なお、この482名の教員としての合格者のうち、採用辞退の者20名程度と大学院に進学することによる採用年度の延

長希望者 20 名程度を除き、事務職員や教育委員会事務局職員などを加えた 460 名程度が、教育委員の皆様にもご臨席いただく、4 月 1 日の新規採用発令式に集うことになる。昨年度より 130 名ほど増え、総合教育センターのホールの座席数 408 席では足りず、ホールが満杯となる規模となる。

最後に、3 点目「採用試験に係る全国的な動き」について。

9 つ目として、「複数の自治体による一次試験の共同実施」の検討を進めている。令和 10 年度採用試験から、1 次の筆記試験について、同じ問題を使おうというもので、京都市も参画予定。現状と効果に記載のとおり、現在は各自自治体で問題作成をそれぞれ行っているが、複数の自治体が共同して問題作成を行うことで、質の向上が期待されるほか、作成業務の負担軽減が図られ、その分日々の学校現場への支援充実が見込まれている。現在、51 自治体が参画予定で、既に参画予定であることを公表している自治体もある。近畿圏では、大阪府・大阪市・堺市などは公表している。京都市での公表時期は検討中。現在参画自治体が集まって協議を進めているが、その内容としては、まず、問題漏洩のリスク回避のために、現在各自自治体で設定している筆記試験の日程を 3 つに集約しようとしている。京都市では、最近では 6 月の第 2 週の土曜日に筆記試験を行っていたが、同様の日程で実施できる見込みとなっている。その他、共同で作成する教科や外部委託する際の費用負担の在り方、問題内容の確認作業の分担方法など、継続的に協議を進めている。

説明は以上となる。引き続き質の高い教員の確保に努めてまいりたい。

(委員からの主な意見)

【松山委員】 数日前に、茨木県教育委員会が 2026 年度実施試験から、こども性暴力防止法第 2 条第 8 項における特定性犯罪事実該当者でないことを採用条件の 1 つとして加える、という広報を見たが、京都市もそのような仕組みはあるのか。

【事務局】 本市でも、令和 9 年度教員採用選考試験実施要項から、受験資格として「特定性犯罪事実該当者に該当しない方」と記載している。なお、現在も教員による子どもへの性暴力があれば、教員免許状が失効となるため、免許失効データベースにおいて採用前に確認を行っているが、こども性暴力防止法施行後は、別途性犯罪前科の確認が必要になる。

【野口委員】 別の自治体で性犯罪があった場合については、警察まで確認しないと、情報がつかめないのではないのか。

【事務局】 現在は京都市を含め、教員免許の失効情報以外は確認ができないが、法施行後は、自治体を超えて記録が確認できる仕組みとなる予定である。確認対象の範囲についても、子どもに接する職は確認が必要と決まっている。なお、この法律は 2026 年 12 月 25 日から施行される。

【笹岡委員】 採用広報について、現代はホームページの雰囲気やデザインを見て、判断する場合もあると思う。掲載許可の関係で難しいかもしれないが、教職のアピールをする場合、実際の子どもの姿を掲載するのが効果的ではないか。教員採用において、SNS を用いてどのような広報を予定しているのか。また、内定者で他都市と併願されて京都市を選ばれた理由のアンケート等があれば教えてほしい。

【事務局】 教員採用の広報について、今年度の新たな取組として、卒業シーズンに合わせて、京都市立小学校の 6 年生の 1 クラスを取材して動画にする予定。黒板アートを使用した卒業イベントのリアルな様子をショート動画とし、教職の魅力を発信したいと考えている。

内定者アンケートは実施していないが、逆に内定を辞退された方には理由を聞き取っており、辞退者の多くは他都市を選択された併願者である。他都市を選んだ理由については様々だが、「京都の大学に通っていて、社会人から地元に戻る場合」や「結婚などのライフプランの都合による場合」等である。採用担当としては、京都市で働き、住んでいただき、京都市の良さを知ってもらいたいと思う。

【笹岡委員】 採用 1～2 年目程度の教諭になぜ京都を選んだのか聞くことは可能なのか。

【事務局】 採用後の教員には聞いていないが、初任者研修で新規採用職員が集まる機会も

あるため、検討したい。また、大学や本市で実施する教員採用説明会においては、申込時に京都市を受験する選ぶ理由を聞いている。教員採用試験の自治体選択の際に重要視された項目として、「京都市の教育方針・教育実践内容」の選択数が多いが、これから京都市を受験しようとするタイミングの記名式フォームのため、よりリアルな声を聞く手段・タイミングを考えたい。

【濱崎委員】 教員採用試験の共同実施について、一度の受験で複数自治体に出願できるということか。

【事務局】 共同実施の取組の発端はそうであったが、各自治体で試験の実施方法やスケジュールを一度に統一することは難しく、筆記問題の共同実施から取り組むこととなった。なお、筆記試験の問題を独自で作成されている自治体や、単独で業者に委託している自治体もあるため、自治体全体で作業分担を行うことでその負担軽減が図られる見込み。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

2月19日 文教はぐくみ委員会

2月21日 第44回 調研セミナー in 京都

2月24日 第4回京都ならではのSTEAM教育充実に向けた調査研究検討会議

3月2日 コミュニティ・スクール特別研修会

○事務局から、当面の日程について説明

(5) 閉会

10時45分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長